

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立国際医療センターに必要な経費	事業開始年度	平成16年度	作成責任者		
担当部局庁	医政局	担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康		
会計区分	特別会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするものに関する診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修、並びに医療に係る国際協力に関する調査及び研究並びに技術者の研修を円滑に行う。また、国立高度専門医療センターの職員の要請及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究の並びに研修を円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立国際医療センターにおける医療の提供、研究及び研修					
実施状況	平成21年度患者数 国際戸山 国際国府台 入院患者数:16,686人 入院患者数:3,580人 外来患者数:392,804人 外来患者数:185,575人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	20,557	28,665	36,174	-	-
	執行額	20,350	26,725	31,874		
	執行率	99.0%	93.2%	88.1%		
	総事業費(執行ベース)	20,350	26,725	31,874		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国立国際医療センターの円滑な運営を図るために必要な経費であり、事業を的確に遂行するため、国立国際医療センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 平成20年度より、国立精神・神経センターの国府台病院が、国立国際医療センターへ組織改編した。 2. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	-	1,239百万円	-		
	繰越額を含んだ執行率	(99.0%)	(97.6%)	(88.1%)		
	3. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立国際医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省 31,874百万円



A  
国立国際医療センター 17,341百万円

〔 国立国際医療センターの運営 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.厚生労働省(国立国際医療センター)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医薬品等購入費	医薬品等購入費	6,684			
物件費	事務費、施設管理経費等	5,258			
医療機器整備費	医療機器整備費、先端医療機器整備費	4,086			
その他	土地建物借料、国際医療協力研究委託費、国有資産所在市町村交付金等	957			
食糧費	患者食糧費	239			
修繕費	各所修繕	57			
人件費	諸謝金	52			
研修費	受託研修費	6			
旅費	委員等旅費	2			
計		17,341	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0